

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2018.2)

地域の名物を証明する「地域団体商標マーク」が策定される

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回は、先月発表された「地域団体商標マーク」策定のニュースについてです。
平成18年度に地域おこしの目的で制度創設された「地域団体商標」ですが、特許庁は、この度、地域団体商標をより活用してもらうために「地域団体商標マーク」を策定しました。



「地域団体商標マーク」特許庁HP出典

この地域団体商標マークは、地域団体商標「ABC」の商品を販売するときに、この「地域団体商標マーク」を商品に付与することで、この「ABC」の商品が地域団体商標権を受けた商品であることを、強くアピールするものです。

「全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、『国のお墨付き』であることを想起させるデザインとしました。『Local Specialty』の文字は、『地域の名物』を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表しています。」(特許庁HPより)とのことです。

このマークを使用するには、原則、地域団体商標に係る商標権を有する団体等から使用許諾を受けた者であること、その他使用規定に沿って届け出を行なうことも必要、とのことです(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_mark.htm 参照)。

従来より、商標権者には「商標登録表示」の表示義務が訓示規定として課されています(商標法第73条)。この規定は、第三者が商標権を侵害しないように警告する点に重きがあり、宣伝広告やブランド力向上を意図したものではありません。

そこで、今回、特許庁は、「地域団体商標」について、よりブランド力向上を図るため、この「地域団体商標マーク」を策定したのだと思います。

確かに、地域団体商標制度は、国の地域政策にも合致するため良いように思います。

しかし、個人的には、この「地域団体商標マーク」の「国のお墨付き」を与える部分に違和感を覚えます。なぜなら、特許庁はあくまで商標(名称やネーミング)について登録を認めたに過ぎず、商品全体の品質や効能や性能等にまで、国がお墨付きを与えている訳ではないからです。

一般の消費者の方が、この点を誤認せず、商品購入してもらえれば、問題ないと思いますが、誤認するようであれば、この「地域団体商標マーク」は、商品を過大に評価するものとなってしまい、景品表示法の優良誤認表示の禁止の規定とも絡み、あまり望ましいものではないように思います。

特許庁においては、この点についても留意して頂き、このマークの普及を図って頂きたいです。

以上